

JAS 法 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（日本農林規格）

(1) 法律の目的

○ 飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS 規格制度（任意の制度）」、

○ 原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっている。

① JAS 規格制度について

ア 品位、成分、性能その他の品質についての JAS 規格制定品目一覧



(ア) 飲食料品及び油脂（40品目168規格）※			
即席めん	乾めん類	マカロニ類	植物性たん白
しょうゆ	ウスターソース類	風味調味料	ドレッシング
醸造酢	トマト加工品	こんじんがし及びこんじんがしがし	乾燥スープ
マーガリン類	ショートニング	精製ラード	食用精製加工油脂
食用植物油脂	ぶどう糖	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	ジャム類
果実飲料	炭酸飲料	豆乳類	農産物缶詰及び農産物瓶詰
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	水産物缶詰及び水産物瓶詰	調理冷凍食品	農産物漬物
ハム類	プレスハム	ソーセージ	混合ソーセージ
ベーコン類	ハンバーガーパティ	チルドハンバーグステーキ	チルドミートボール
削りぶし	煮干魚類	りんごストレートピュアジュース	パン粉

イ 生産の方法についての JAS 規格制定品目一覧

(ア) 有機（4品目4規格）			
有機農産物	有機加工食品	有機飼料	有機畜産物
(イ) 生産情報公表（5品目7規格）			
生産情報公表牛肉	生産情報公表豚肉	生産情報公表農産物	生産情報公表加工食品
生産情報公表養殖魚			
(ウ) その他（5品目5規格）			
熟成ハム類	熟成ソーセージ類	熟成ベーコン類	地鶏肉
手延べ干しめん			



有機 JAS マーク



生産情報公表 JAS マーク



特定 JAS マーク



② 品質表示基準制度について

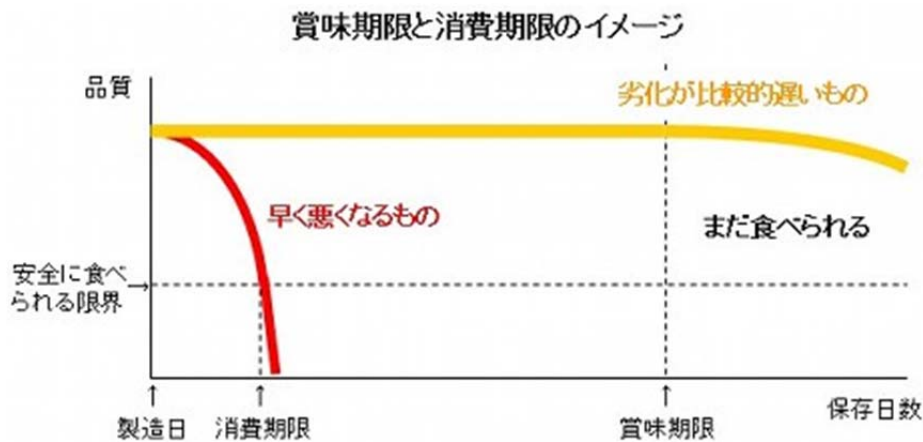
品質表示基準は、生鮮食品を対象とした生鮮食品品質表示基準と容器包装に入れられた加工食品を対象とした加工食品品質表示基準に大別され、義務付けされている表示内容は

生鮮食品は名称や原産地、

加工食品は名称、原材料名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、製造者の氏名及び住所等

玄米や精米などの個別の食品に適用される品質表示基準が設けられている。

さらに、食品の表示は JAS 法による表示のほか、食品衛生法に基づく期限表示やアレルギー表示等、計量法に基づく内容量表示など、様々な法律で定められている。



農水省 JAS法 <http://www.maff.go.jp/j/jas/>

JAS協会 <http://www.jasnet.or.jp/>

食品品質表示の早わかり

[http://www.jasnet.or.jp/HP\(2009\)/4-shuppanbutu/pamphlet/hayawakari20.7.pdf](http://www.jasnet.or.jp/HP(2009)/4-shuppanbutu/pamphlet/hayawakari20.7.pdf)

資料責任 NPO法人ちば農業支援ネットワーク 上野